

平成28年度 建築士の木づかい推進事業について

東京都の面積の約4割

森林は、木材の供給に加え、水や大気の浄化、二酸化炭素の吸収や災害防止等の多様な機能を持つ、次世代に引き継ぐべき貴重な財産です。

この財産を守り、その機能を十分に発揮するには、伐採して、使って、植えて、育てるという「森林の循環」の継続が重要であり、安定的な木材利用が欠かせません。

そこで、東京都は、都市部での木材利用を拡大するため「建築士の木づかい推進事業」を以下のとおり実施します。

1. 事業内容

木材利用に関する講習会の受講にかかる経費の支援
(1申請あたり講習会2件以上 上限15万円 補助率1/2)

2. 対象者

東京都内在住又は在勤で建築士の資格を有する者

3. 対象講習

建築関係団体やNPO等の団体が主催
かつ
継続能力開発(CPD)制度に認定された木材利用に関する講習会
(民間企業や専門学校等が主催する講習会、平成28年度内に終了しない講習会は除く)

4. 応募受付開始

平成28年4月28日(木)～
(応募から補助金支給までの流れは裏面を参照してください)

5. 応募方法

【講習会開始前(講習会申込み前でも可)】

下記書類を各1部作成し、裏面の問い合わせ先に持参又は郵送にてご提出ください

- ・補助金交付申請書
- ・暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどを記した誓約書

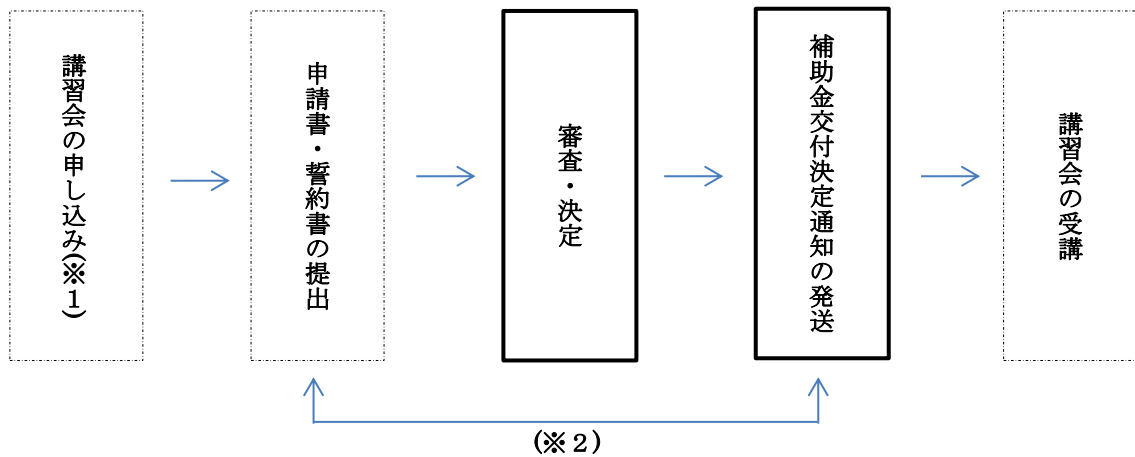
【講習会終了後】

下記書類を各1部作成し、裏面の問い合わせ先に持参又は郵送にてご提出ください

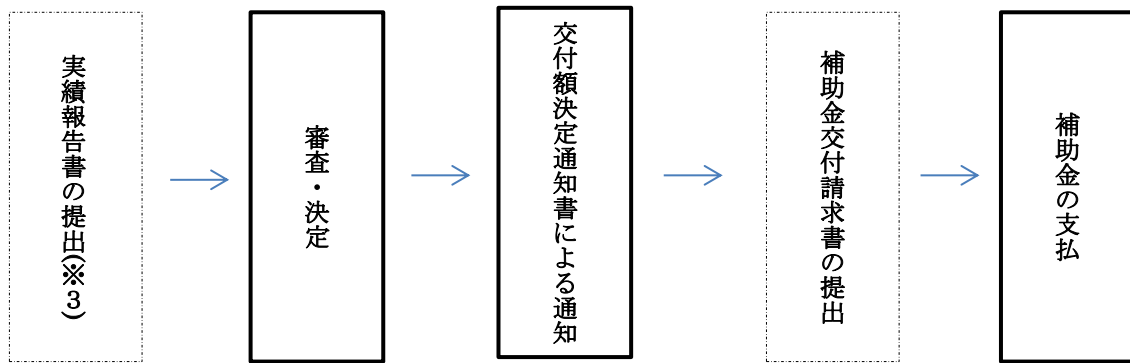
- ・補助金に係る実績報告書
- ・支払金口座情報登録依頼書(初めて口座を登録する場合のみ)
- ・講習会の受講を証明できる書類等の写し(受講修了書等)
- ・講習会の受講料金を証明できる書類等の写し(領収書等)
- ・国土交通大臣又は都道府県知事が発行した建築士免許証明書の写し
- ・都内在住又は在勤を証明できる書類等の写し

6. 応募から交付までの流れ

【講習会開始前】



【講習会終了後】



点線内 は申請者が行う作業

枠線内 は東京都が行う作業

(※1) 講習会申し込みと申請書・誓約書の提出順番は問いません

(※2) 申請書・誓約書提出から補助金交付決定通知を発送するまで2週間ほどお時間をいただきます

なお、申請書・誓約書を提出した場合でも補助金交付決定前に受講した講習会は対象外となります

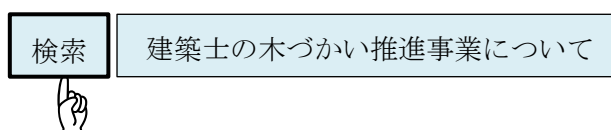
(※3) 実績報告書提出時に5. 応募方法【講習会終了後】の提出書類も併せて提出ください

7. その他

【ホームページについて】

本事業に関する詳細、申請書の様式、Q&A はホームページでご確認ください
《http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/news/2016/0426_8685.html》

または



【事業に関する問い合わせ】

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当
TEL 03-5320-4855

平成 28 年度 建築士の木づかい推進事業に関する

Q&A

【支援の対象者について】

Q.建築士の仕事に従事していません。補助金対象者となり得るでしょうか？

A.建築士の資格を有していれば対象となります。

Q.二級建築士ですが、補助金対象者になりますか？

A.一級、二級又は木造建築士の免許を有していれば対象となります。

【補助金申請について】

Q.申請は個人に限定ですか？

A.複数の建築士が共同で申請することは可能です。その際、全員が同じ講習会のみ受講ではなく、1申請につき異なる2件以上の講習会を含むようにしてください。また、補助金の支払先は1口座のみであり、複数の口座を指定することはできません。

Q.申請をすれば必ず補助金がもらえますか？

A.申請額が予算額（150万円）に達した時点で受付を終了いたします。終了の案内はホームページに掲載します。

なお、受付は申請の先着順とし、予算額を上回った日に複数の申請があった場合は、当該日に申請が受理された者の中から、抽選により決定いたします。

Q.テキスト代も補助金の対象となりますか？

A.市販購入可能なテキストは含まれません。また、講習会の受講費用がテキストの有無で2種類に限定されている場合は、テキスト無しの金額の1/2が申請額となります。

Q.講習会に係る消費税も補助金の対象となりますか？

A.消費税は補助金対象外となります。受講費用から消費税相当額を差し引いた額の1/2が申請額となります。

Q.現金にて受領できますか？

A.指定された口座への振り込みとなります。なお、口座登録をされていない方は事前の口座登録が必要となります。

なお、口座登録用紙の記入方法は[こちら](#)をご確認ください。

Q.講習会終了後いつまでに実施結果報告書を提出すればいいですか？

A.講習会が終了した日から起算して30日以内または平成29年3月15日のいずれか早い日までに報告を行ってください。

【講習会について】

Q.東京都内で開講される講習会のみ補助金の対象ですか？

A.東京都外で開催される講習会も補助金の対象となります。また、eラーニングも補助金の対象となります。

Q.すでに受講してしまった講習会について、遡及して申請できますか？

A.交付決定日以前に受講した講習会は対象外となります。

Q.受講したい講習会の申し込み開始が遅いです。先に申請書・誓約書を提出してもいいですか？

A.講習会申し込みと申請書・誓約書の提出順序は問いません。申込者の都合に合わせて提出してください。

Q.会員受講料と一般受講料が分かれている講習会があります。会員受講料でなければ補助金の申請ができないのですか？

A.一般受講料でも補助金の対象になります。

Q.木材利用に関するもの以外の講習会の補助金申請を行いたいのですが？

A.木材利用に関する講習会以外の申請はできません。

Q.受講講習の変更や受講辞退の場合はどうしたらいいですか？

A.変更の場合は変更承認通知書、受講辞退（中止）の場合は中止承認通知書をご提出ください。